

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条中、「痘そつ」を、「次に掲げる疾病」に改め、同条に次の各号を加える。

一 痘そつ

二 水痘

第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の次に次のように加える。

水痘

生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者

第一条の二第二項の表インフルエンザの項第二号中、「呼吸器の機能」の下に、「の障害」を加え、機能に「を」機能の「に改め、同表に次のように加える。

肺炎球菌感染症  
症（高齢者が  
かかるものに  
限る。）

一 六十五歳の者

二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第一条の二第二項中「二年」の下に、「肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して一年」を加え、同条を第一条の三とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（政令で定めるB類疾病）

第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表水痘の項中、「生後三十六月」とあるのは、「生後六十月」と、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中、「六十五歳の者」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

3 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三